

さっぽろ ICT ネットワーク

医療・介護関係事業者における個人情報ガイドブック

～目次～

1. 個人情報とは
2. 個人情報の特徴とリスク ～介護事業者～
3. 個人情報の特徴とリスク ～医療機関～
4. 個人情報漏えい対策のポイント

※チェックポイント 別紙にて

1. 個人情報とは

■個人情報

その情報によって特定の個人を識別することができるものすべてを含みます。(ほかの情報と容易に突合でき、特定の個人を識別することができるもの)

- ① 氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報
- ② 個人の身体、財産、職種、肩書などの属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報
- ③ 映像、音声による情報
- ④ 死者の遺族等の生存する個人に関する情報（死者個人の情報は法律の対象外）

■個人情報取り扱い業者

個人情報保護法上の義務規定を守らなければならない「個人情報取り扱い事業者」とは、個人情報をデータベース化して事業活動に利用しているもののことです。もちろん医療機関、介護事業者も含まれます。

これまで 5,000 人分以下の個人情報を取り扱う事業者（小規模取扱事業）は、個人情報保護法が適用される対象ではありませんでしたが、改正され、全面施行（2017 年 5 月）後は、小規模取扱事業者であっても個人情報保護法が適用されるため、同法を守らなければならないこととなりました。

■個人情報の漏えいと罰則

個人情報漏えいとは、個人情報を保有する者及び個人情報に該当する者の意図に反して、第三者へ情報がわたることを言います。

事業者が法律上の義務に違反していると疑われる場合には、国は事業者に対して、必要に応じて報告を求めたり、立入検査を行ったりすることができます。また、その実態に応じて、必要な指導、助言を行うほか、勧告、命令を行うことができます。

命令に違反すると、6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金が課せられます。また、漏えいによる民事賠償として、数千～数万円の賠償、事業所の信用低下や取引停止、殺到する問い合わせへの対処などが発生します。

2. 個人情報の特徴とリスク ～介護事業所～

■介護事業所における個人情報の特徴と取扱いの特殊性

1. 守秘義務の度合いが高く、範囲が不明確

他人が容易に知り得ないようなセンシティブな情報を取り扱うことが多く、また、ケアプランやサービス計画の作成に必要な情報項目や取得範囲の基準が曖昧なことが多い。

2. 個人情報を組織外に持ち出すことがある

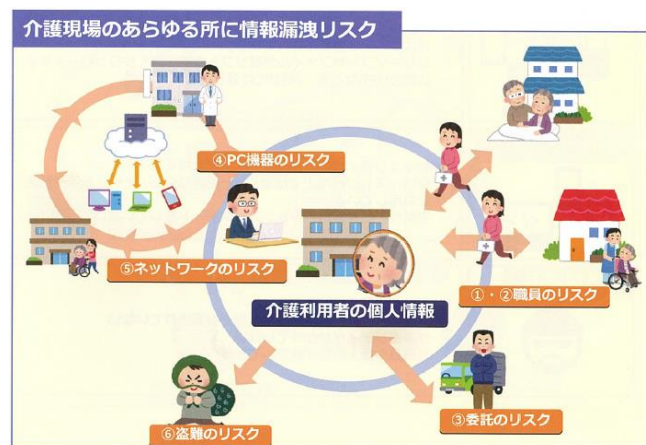
ケアプランやサービス計画の作成、またサービス担当者会議などで個人情報を事業所外に持ち出すことがある

3. 情報管理体制が未整備

小規模事業者が多く、また労働集約型の業務であるため、IT 化や安全管理体制が未整備の事業者が存在する

4. 利用者の判断対応能力が弱いことがある

特に、高齢者は個人情報についての知識や経験がないことが多く、また取扱いに疑問を持って、それを表出する手段をもたない（持てない）ことが多い



■介護現場に潜む情報漏えいリスク

①介護職員

- ・施設の外で利用者の話をする（忘年会で利用者を話題にする）
- ・施設内の出来事を SNS に投稿する
- ・個人情報の入力された PC を外部に持ち歩く。PC にパスワードがかかっていない
- ・書類や利用者情報にシュレッダーを掛けずに捨てた
- ・患者情報を FAX で誤送信する
- ・仕事を家に持ち帰る。書類を外に忘れる

②退職職員

- ・勤務時の話を、外部で話してしまう

- ・知り得た情報を、次に働く施設に提供する
- ・家に持ち帰った仕事や個人情報がそのまま残っている
- ・施設のカギを返さず、許可なく出入りする

③委託業者

- ・施設で知り得た情報を、外部で話す。「あそこの施設には芸能人の〇〇さんのお父さんがいるんだよ！」
- ・近所にいる〇〇さんがいたと、外部で話す
- ・許可なく施設内の写真を撮影する
- ・許可なく施設内を出入りする

④PC 機器

- ・ウィルス対策ができていない
- ・パスワードの設定がされていない
- ・フリーソフトやファイル共有ソフトを許可なくダウンロードする
- ・私物の USBなどを、共有 PC に差し込む

⑤ネットワーク

- ・セキュリティ対策の甘いサービスを利用する
- ・クローズド SNS などではなく、一般的な SNS、チャットサービスを利用している
- ・連携サービスのバージョンアップデートをしていない

⑥外部要因

- ・戸締りが徹底されていない
- ・重要物が金庫や、鍵のついた棚で保管されていない
- ・セキュリティがかかっていない
- ・貴重品や個人情報が放置してある

3. 個人情報の特徴とリスク ～医療機関～

■医療機関における個人情報の特徴と取扱い特殊性

1. 守秘義務の度合いが高い

極めて個人的な情報であり、また、その情報漏えいなどが直接的に患者の社会的な評価などに関わる恐れもある。このため漏えい時の被害者の権利回復の困難さも大きい

2. 守秘義務の範囲が広く、拡大しつつある

チーム医療の進展、医療関連サービスの外部委託化の進展、介護サービス等との連携、情報化の進展等により、個人情報が流通する範囲が医療機関内外において拡大しつつある

3. 個人情報を活用して研究が行われる

医学・医術の進歩や公衆衛生の向上及び増進のためには、診断・治療などを通じて得られた個人医療情報を活用して研究等を行い、新たな治療法・医療技術の開発・普及等を進めていくことが不可欠である

①病院職員

- ・病院外で患者の話をする
- ・仕事現場を SNS に投稿する（カルテが映りこむ）
- ・研究のために撮影した患者データの入ったデジタルカメラを紛失する
- ・個人情報が十分に秘匿かされていないデータを研究に利用する

②退職職員

- ・勤務時の話を、外部で話す
- ・勤務時の個人情報が破棄されないまま、PC の中に保存されていたり、紙媒体が自宅に放置されている
- ・自宅に残った、個人情報をシュレッダーなど行わず破棄する

③委託業者

- ・病院で知り得た情報を外部で話す
- ・許可なく病院内を出入りする
- ・研究の手伝いを行い、秘匿化されていない病院データを自身の PC に入れる
- ・病院内に置かれた個人情報を何気なくみてしまう

④PC 機器

- ・私物の USB を電子カルテの入ったパソコンに差し込む
- ・秘匿化されていない個人情報を、自身の PC にダウンロードし持ち歩く
- ・セキュリティの甘い PC 機器を、院内イントラネットに接続する

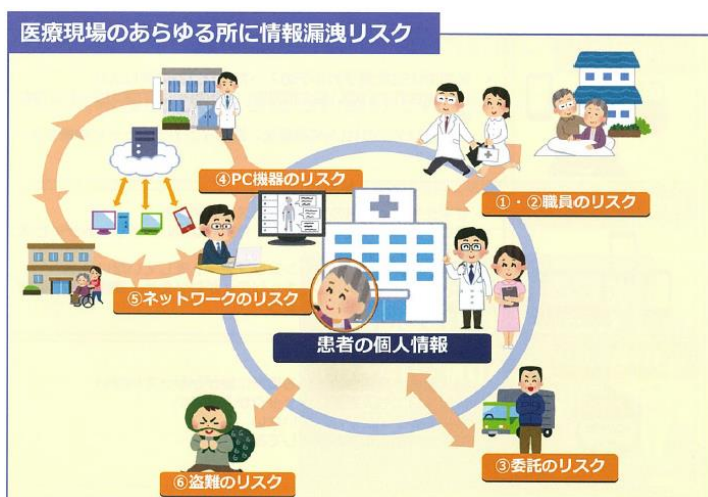
⑤ネットワーク

- ・セキュリティ対策の甘いサービスを利用する
- ・クローズド SNS などではなく、一般的な SNS、チャットサービスを利用している
- ・連携サービスのバージョンアップデートをしていない

- ・院内イントラネットのセキュリティが甘いため、連携に不必要な情報も、院外に漏れてしまう

⑥外部要因

- ・個人情報が保管されている場所に鍵がかかっていない
- ・夜間休日でも入退館にチェックが入らない
- ・セキュリティがかかっていない
- ・貴重品や個人情報が放置してある



4. 個人情報漏えい対策のポイント

■情報漏えい対策、最低限 7 つのポイント

1. 個人情報を許可なく持ち出さない
2. 個人情報を未対策のまま、放置しない
3. 個人情報を未対策のまま、廃棄しない
4. 私物の機器やプログラム等のデータを、許可なく事業所に持ち込まない
5. 個人に割り当てられた権限を、許可なく公言しない
6. 業務上知り得た情報を、許可なく公言しない
7. 情報漏えいを起こしたら、自分で判断せずにまず報告

■職場で最低限やってはいけないこと

1. 持ち出し禁止
 - ・持ち出し許可が下りても・・・やってはいけない！
 - ・大切な情報を管理下にないパソコン（例：マンガ喫茶のパソコン）で利用する
 - ・不用意にカフェのネットワークなどに接続する
 - ・業務でも散らしたパソコンを、業務以外で使用する
2. 安易な放置
 - ・書類を放置したまま離席する。帰宅する
 - ・プリンタに出力した書類を放置する
 - ・パソコンのロックをかけないで離席する
 - ・モバイル端末にロックがかかっていない
 - ・情報が格納された端末や書類を、鍵のかかるキャビネットにしまわない
3. 安易な廃棄禁止
 - ・個人情報の記載された書類をシュレッダーにかけないで廃棄する
 - ・ハードディスク、情報端末のデータを消去しないまま処分する、譲渡する
4. 不要な持ち込み禁止
 - ・地物のパソコンを持ち込んで企業のネットワークに接続
 - ・業務中に、必要ない情報やプログラムを利用
 - ・業務に関係のないフリーソフトなどをダウンロード
 - ・業務に関係のないインターネットサイトにアクセス
 - ・業務に関係のない USB などを、企業のパソコンに接続
5. 鍵をかけ貸し借り禁止
 - ・パスワードを忘れないように、パソコンに張り付ける
 - ・パスワードをパソコンに記録させ、いつでもログイン可能な状態にしてある
 - ・他人に ID、パスワードを貸す

- ・すべて共有（同じ）ID、パスワードを利用している
6. 公言禁止
- ・居酒屋で上司やクライアントの悪口や仕事の話をする
 - ・電車の中、携帯電話で仕事の話をする
 - ・会社の帰りの道、電車の中で資料のレビューをする
 - ・不特定多数の人があつまるカフェなどで仕事をする
 - ・SNS に仕事の話をアップする
7. 漏えい時はまず報告
- ・SNS に仕事の話をアップし、炎上したが上司に黙っていた
 - ・情報の入った書類やパソコンを紛失したが、発覚を恐れ黙っていた



<出典>

1. 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン
厚生労働省（平成 28 年 12 月 1 日）
2. 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
厚生労働省（平成 28 年 3 月）
3. 在宅医療介護連携を進めるための情報共有と ICT 活用 平成 24 年度厚生労働科学特別
研究事業 在宅医療・介護連携における情報通信技術（ICT）活用に関する研究班
4. 2014 年度セキュリティインシデントに関する調査報告書 ～個人情報漏洩～
第 1.0 版 NPO 日本ネットワークセキュリティ協会セキュリティ被害調査ワーキンググ
ループ
5. 独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター
IPA 対策のしおり シリーズ（5） 情報漏洩対策のしおり
6. 独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター
情報漏洩発生時のポイント集
7. 介護事業者のための個人情報保護ガイドブック
2006 年 6 月 20 日 第 1 刷発行 ケアタウン総合研究所 高室成幸 著
8. 各務原市地域在宅医療連携推進会議
医療・介護関係事業者における個人情報ガイドブック